

令和8年6月定例会 文教福祉常任委員会会議録	
招 集 月 日	令和8年6月2日（火）
会 議 場 所	市役所 5階 議場
開 会 日 時	令和8年6月2日（火）午前9時13分
閉 会 日 時	令和8年6月2日（火）午後2時10分
委 員 長	織田 京子
委員会出席議員	織田 京子 後藤 耕佑 潮田 幸子 諏訪三津枝 西尾 綾子 芝寄 和好
委 員 長	織田 京子
副 委 員 長	後藤 耕佑
委 員	潮田 幸子 諏訪 三津枝 芝寄 和好 西尾 綾子
欠 席 委 員	
議 長	
委 員 外 議 員	
傍 聴 者	なし

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 4 6 号	鴻巣市介護保険条例の一部を改正する条例	原案可決
第 4 7 号	鴻巣市立小・中学校適正配置等審議会条例の一部を改正する条例	原案可決
第 4 9 号	令和 8 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 2 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 5 0 号	令和 8 年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議請第 1 号	「夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める」意見書を国に提出することに関する請願書	不採択

委員会執行部出席者

(こども未来部)

こども未来部長	矢澤	欣子
こども未来部副部長	矢澤	潔
こども未来部参事兼		
こども応援課長	沼上	早苗
子育て支援課長	新井	玲奈
保育課長	富田	まゆみ

(健康福祉部)

健康福祉部長	木村	勝美
健康福祉部副部長	高子	英江
健康福祉部副部長	中山	浩一
健康福祉部参事兼		
障がい福祉課長	高田	史
福祉課長	川口	修
健康づくり課長	中山	尚子
介護保険課長	小野田	直人
ねんりんピック推進		
プロジェクト課長	金子	栄次
福祉課副参事	齋藤	則孝
介護保健課副参事	千葉	昌子

(教育部)

教育部長	鳥沢	保行
教育部参与	池田	耕司
教育部副部長	松本	直樹
教育部副部長兼		
学務課長	棚澤	大輔
教育総務課長	飯島	恭司
生涯学習課長	清水	健紀
学校支援課長	榎本	泰
スポーツ習課	竹井	豊
中央公民館長	長島	正和
教育総務課中学校		
給食センター所長	遠藤	美穂
学務課副参事	矢野	貴
学校支援課副参事	小西	辰徳
学校支援課教育支援		
センター所長	中根	洋子

吹上支所副支所長	川又	敦子
川里支所副支所長	小倉	英樹

書	記	國島	清文
書	記	藤平	美由紀

（開会 午前 9 時 13 分）

（委員長）ただいまから文教福祉常任委員会を開会いたします。

委員会の記録の署名委員を指名いたします。芝寄和好委員と西尾綾子委員にお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第46号 鴻巣市介護保険条例の一部を改正する条例、議案第47号 鴻巣市立小・中学校適正配置等審議会条例の一部を改正する条例、議案第49号 令和8年度鴻巣市一般会計補正予算（第2号）のうち本委員会に付託された部分、議案第50号 令和8年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算（第1号）、議請1号 「夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める」意見書を国に提出することに関する請願書の議案4件及び請願1件であります。これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案について議案番号順に執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

次に、議請第1号については、紹介議員として諏訪三津枝議員の説明を聞き、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

次に、付託議案が終了いたしましたら、住み慣れた地域での持続可能な在宅医療・介護に係る調査及び研究について所管事務調査、閉会中の継続審査を諮り、委員会を閉会したいと思います。

また、質疑については、質疑する内容についてよく整理をしていただき、補正予算につきましては、予算書のページ数及び事業名を先に述べてから質疑をしていただくようお願いいたします。

この方法でご異議ありませんか。

（異議なし）

（委員長）ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

初めに、議案第46号 鴻巣市介護保険条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

（介護保険課長）議案第46号 鴻巣市介護保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

今回の一部改正につきましては、令和7年度税制改正により給与所得控除の最低保障額が引き上げられたことに伴い、介護保険料の算定に影響が生じることを踏まえ、所要の改正を行うものです。

初めに、本条例改正の背景についてご説明いたします。令和7年度税制改正により、給与所得を含む合計所得金額が減少し、またそれにより住民税が課税から非課税になる場合があります、介護保険料の所得段階が低くなることにより、保険料収入が減少する影響が生じました。このため、国は介護保険制度の安定的な運営を図る観点から、介護保険法施行令を改正し、令和8年度の保険料算定に限り、税制改正の影響を排除するといった所得の算定方法に関する特例措置を設けました。これにより、所得段階が元の段階に戻り、保険料収入が確保できることになりました。一方で、この国の特例措置が適用されて、所得段階が非課税段階から課税段階になった被保険者のうち、令和7年度にも住民税が非課税であった一部の被保険者にとっては、実質的な負担能力が変わらないにもかかわらず、保険料が上昇してしまうこととなります。そこで、このような被保険者については、条例に基づき、特例措置後の保険料を住民税非課税者として判定される保険料段階まで減免する措置を講ずるものです。なお、この規定は特例措置による影響を緩和することを目的としたものでありますので、令和8年度に限る措置とし、公布の日から施行することとしております。

続きまして、資料の説明をさせていただきます。

（委員長）続きまして、資料請求がございましたので、資料請求の説明をお願いしたいと思います。

（介護保険課副参事）それでは、議案第46号 鴻巣市介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

初めに、改正の背景についてですが、令和7年度の税制改正により、給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円へ10万円引き上げられました。この影響により、実際の収入が変わらない場合であっても合計所得

金額が変動し、結果として介護保険料の段階が変わる方が生じる可能性がございます。また、このことにより、第9期介護保険事業計画期間中の保険料収入が減少する場合がございます。こうしたことを踏まえまして、介護保険法施行令の改正が行われました。税制改正の影響を遮断するための特例措置としてのものとなります。

1点目は、合計所得金額の判定の調整となります。給与収入が一定範囲にある方につきましては、税制改正前の計算に基づいた所得額に引上げ分を加算して判定いたします。また、2点目につきましては、住民税の課税、非課税判定の調整となります。税制改正の影響がなければ課税となる方につきましては、非課税には該当しないものとして取り扱うこととされております。しかし、これらの措置によりまして、本来は住民税非課税となる方であっても、結果として課税者と扱われ、保険料段階が上がる可能性が生じてきます。

そこで、2の条例改正の趣旨についてとなります。令和8年度におきまして、住民税非課税であるにもかかわらず、制度上課税者の段階と判定される方のうち、令和7年度におきましても非課税であった方につきましては、保険料について令和7年度の段階まで引き下げることができる特例的な減免規定を設けるものでございます。

表のほうとなりますけれども、具体例となります。給与収入が90万から100万円に増加した場合であっても、所得自体は35万円と変わらず、従来であれば第1段階となりますが、改正政令によりまして制度上は第6段階と判定されてしまう場合がございます。このように、負担能力に実質的な変化がないにもかかわらず、制度上の判定のみで保険料が上昇する場合につきましては、その不均衡を是正する必要があると認め、市長が減免を適用するものとなります。

以上です。

（委員長）ただいま議案の説明と資料説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はございませんか。

（西尾）議案第46号 鴻巣市介護保険条例の一部を改正する条例について、2点質問させていただきます。通告では5点上げていたのですけれ

ども、質問の1と2と5は同じことを聞いているということが確認できましたので、それは1つで質問させていただきます。

まず、今回の特例で影響を受ける被1号保険者数、イコール減免となる人数になるのかと思うのですけれども、要は住民税非課税でも介護保険料では課税扱いになるという人数になるかと思います。それについて質問が1点です。

それから、2点目続けていいですか。

（委員長）一問一答です。

（西尾）すみません。まず、それでお願いします。

（介護保険課長）お答えいたします。

今回の減免となる人数はということなのですが、影響を受ける第1号被保険者につきましては、申請によらず減免を行うことから、減免となる人数につきましては今回の特例で影響を受ける人数と同数となりますが、令和8年度住民税課税情報が確定していないことや、システムでの保険料計算過程に受け込むため、減免となる人数については算出できないところでございます。

以上です。

（西尾）この住民税非課税でも介護保険料では課税扱いになってしまうという方々は、これ全員が減免という措置になるのでしょうか。

（介護保険課長）令和8年度の住民税が非課税となる被保険者で、税制改正の影響を排除すると住民税が課税となる人のうち、令和7年度の住民税も非課税であった方につきましては、令和7年度、8年度の保険料段階が令和7年度に比べて上がってしまうので、住民税非課税の保険料段階と同じようになるような、同額となるような減免の特例を設けまして、そういう方のみ一応減免の対象となっております。

以上です。

（西尾）その方々は、全員100%減免になるということなのですね。

（介護保険課長）そのシステムで対象になった方は、申請していただかなくても減免になる形になります。

以上です。

（西尾）では、もう一点なのですけれども、市長が特に必要があると認める場合の基準と具体例をお伺いします。

（介護保険課長）通常介護保険料の減免は、災害による被害や生計維持者の収入激減、生活困窮等の理由により保険料の支払いが一時的に困難である場合、該当者からの申請に基づき減免を行います。今回の条例改正による減免措置は、被保険者の個別な事情によるものではなくて、国の制度改正の影響を調整するものであることから、市長が特例の減免として認め、令和8年度の保険料に限り減免を行うこととなりました。以上です。

（諏訪）では、質疑通告2点お出ししているのですが、まず1点目なのですけれども、今回の条例改正はいわゆる103万円の壁の所得税控除というふうに背景先ほどもご説明いただいております。この所得税の減税、いわゆる10万円減税ですよ。これによって、多くの方がやっぱり減税で助かったなと思われたのではないかなと思うのです。先ほどの今回の特例のご説明では、非課税の方が課税になった場合は元へ戻しますよということなののですが、今介護保険の保険料の段階というのは14段階ございます。第5段階が真ん中ということで、例えば第7段階、8段階の方々がこの所得税控除によって、例えば10から9に変わる方もいらっしゃるかなと思うのです。また逆もあるかなと思うのですが、その辺の段階ごとの変化、そういったものはもう出されているのでしたら、段階ごとの変化によって保険料収入がどう変わるのかというのがもしあれば、お答えいただきたいと思います。

（介護保険課長）まず、段階による保険料の変化というのは、今のところちょっと把握はしておりません。以上となります。

（諏訪）段階ごとには特に見ていないということなのですが、私はこの今回の103万円の所得税控除に関しては、少し控除でいろんなところに波及して、もしかしたら介護保険料下がるかなと、段階変わるかなと思っている方もいらっしゃるのかなと思うのですけれども、実際にはあると思うのです、私もよく分かりませんが。それを見ないで、例えば

第10から9に下がる予定だった方の計算というのはどこでされるのか、ちょっと伺いたいと思います。

（介護保険課長）まず、今回の条例の減免の対象の範囲の方が、給与所得の収入金額が55万1,000円以上190万円未満の方ということなのですが、その方に対してちょっと減免を今、条例で申請なくできるように考えているわけなのですが、まずこの中の人たちもまだ、システムでの保険料計算過程にこれから溶け込むため、減免の人数がはっきりしていない面もありまして、また今おっしゃっていた9段階、10段階という方は今回減免の対象にはならないので、こちらのほうも今把握していないという状況になります。

以上です。

（諏訪）そうしますと、いわゆる所得の高い方と言っていいかどうか分からないのですが、今回の条例改正から外れる方がどのぐらい人数がいるのかとかというのは、お調べになっているのでしょうか。

（介護保険課長）減免の対象になる方、また外れる方というような方に関しては、まだシステムの保険料の計算過程ということなので、その人数は把握しておりません。

以上です。

（諏訪）人数把握していないということなのですが、いつ人数が分かったり、実際には保険料収入に影響出る金額、それがいつ分かるのかを伺いたいと思います。

（介護保険課長）そのことにつきましては、今後ベンダーと調整して、検討の方法を探していきたいと考えております。

以上です。

（諏訪）今回の条例改正で、いわゆる金額がそれぞれ変わるわけですが、保険料収入の金額にどのぐらい影響が今回の条例改正で出るのか、あと人数もどのぐらいあるのかを教えてください。

（介護保険課長）人数のほうは、今現在では算出することは難しいのですが、国において被保険者ベースで保険料収入の約1%の影響があるのではないかとされておりまして、本市の令和8年度当初予算の

ベースに当てはめますと、約2,600万円程度の減収が見込まれるものと認識しております。

以上です。

（諏訪）２点目なのですが、条例改正をしない場合のいろんな算定のし直しが必要になるかなと思っているのですが、そのシステムの改修費用の見込みとかというのがもしあればお願いいたします。

（介護保険課長）条例改正に係るシステム対応につきましては、当初は要綱に基づく申請による減免を想定していたのですが、令和８年度を想定して、令和８年度当初予算において約110万円のシステム改修費を計上しております。

以上です。

（潮田）正式な通告というのはしていないのですが、３点と、あとプラス前任者の質問からのをもう一点させていただきたいと思います。

まず最初に、税制改正後の所得分布を前提に保険料体系を組み直すとしておりますけれども、令和９年度以降は、所得段階の区分変更、基準の見直し、給付費の増加により保険料の上昇があり得るのか、まずお伺いしたいと思います。

（介護保険課長）今回の措置なのですが、令和７年度税制改正の影響を令和８年度の保険料算定に反映させないための特例でありまして、第９期の計画期間中の一時的な対応となります。

以上です。

（潮田）そうすると、今回は８年度に限りということでございますので、それについては、その次はまたもう全く違う形になっていく、全く違うというか、今回のこのシステム変更をしたとしても、それは一切もう何も影響しなくなるということでよいのか伺います。

（介護保険課長）第10期以降につきましては、現時点で具体的な制度が決まっておりますが、国の制度設計や今後の税制動向を踏まえながら、適切に対応していくものと考えております。

以上です。

（潮田）そうすると、第9期介護保険計画期間中の保険料収入への影響を回避するための経過措置ということになって、そのためのシステム改修は、先ほど答弁で言っていた110万円という部分でよいのかどうか伺います。

（介護保険課長）先ほど申しました110万円というのは、減免措置に対するシステム改修費になりまして、税制改正や介護保険法に基づく保険料の算定、仕組みに対応するシステム改修につきましては、令和7年12月補正で約114万9,000円を計上して改修をしたところです。
以上です。

（潮田）そうした介護保険法改定の影響によってシステム改修が必要になった場合、全額が国庫補助になるわけではないというふうに思っておりますけれども、今回のような、先ほどの昨年度の12月の部分114万円というのは、国庫補助の対象になっているのかまず伺います。

（介護保険課長）令和7年12月補正の約114万9,000円の改修につきましては、介護保険事業費補助金として2分の1の財政措置が講じられました。
以上です。

（潮田）そうすると、今回のほうのはそれで2分の1。次にもう一回、今度は次の介護保険のほうと連動してのシステム改修が当然必要になってきますけれども、その場合にも2分の1という国庫補助になるのか、それとも全部国庫になるのか、どのような方向なのでしょう。

（介護保険課長）現時点では国の財政措置の対象とはされていないのですけれども、今後の制度運用や他団体の状況等を踏まえながら、国の動向を注視してまいりたいと考えております。
以上です。

（潮田）そういうような介護保険のほうの改定によっての3年に1度の場合のものというのは、大体幾らぐらいのシステム改修ってかかるものなのでしょう。結構大きなものかなというふうに思うのですけれども、どのようなのでしょうか。

（介護保険課長）ちょっと具体的な金額は今認識しておりません。

以上です。

（潮田）最後に、先ほど前任者の質問の中で、今回の条例改正の部分で2,600万円の減収ということがあるかなというのがありましたけれども、そののどうやって補填をされるのか、ただ減収のままになってしまうのか、ちょっとその確認をお願いいたします。

（健康福祉部長）先ほど課長が答弁しました2,600万円は、あくまで国の試算、全被保険者ベースで保険料収入の1%程度の減収が見込まれるだろうということでございます。それを鴻巣市に当てはめると、保険料収入の1%ですと約2,600万円の減収が見込まれるということでございます。それを回避するために介護保険法の施行令があり、今回の条例で不都合の生じる方の減免措置があり、これらを講じることでその減収見込みがなくなるということでございます。

以上です。

（後藤）すみません、2点だけ質問で。

ご説明でよく理解できたのですがけれども、例えば令和7年度は住民税課税対象で、令和8年度に住民税非課税となる方については今回の減免対象にはならず、介護保険料上は課税対象者として残るケースがあるという理解でまずいいのかを伺います。

（介護保険課長）ちょっと休憩お願いします。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午前9時42分）

（開議 午前9時42分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（健康福祉部長）ご質問のことにつきましては、7年度住民税課税、8年度住民税非課税の比較ではなくて、7年の税制改正の影響で課税と判定される方についてはそれを非課税に、すみません。ちょっと休憩お願いします。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午前9時43分）

◇

（開議 午前 9 時 4 4 分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（健康福祉部長）失礼いたしました。

今回の 7 年の税制改正の影響で、合計所得金額が少なくなりますので、住民税としては非課税に働きますという人がいます。その方が税制改正の影響を排除すると実は課税だったとなると、保険料段階が下がってしまいますので、その方は申し訳ないですが、課税に戻すという内容は介護保険法の施行令のほうでの調整が行われております。なので、7 年度の住民税比較というよりも、税制改正の影響で所得が少なくなって非課税に判定される人は、その方は課税判定に戻すという流れでございます。

（後藤）あと、この減免対象者というのは、何か特段の申請は不要というご説明だったと思うのですが、具体的にはこういった情報とか、こういったやり方でその対象者を抽出されるのかというところと、申請不要である以上、この対象者としての把握が漏れてしまったということは避けるべきというか、と思いますので、そういったところの確認体制含めて、その抽出方法を伺います。

（介護保険課長）人数等は、先ほどもほかの委員さんにも申したのですが、システム保険料計算過程に溶け込むため、減免となる人数は算出できないところなのですが、やはりベンダーと調整しながら、漏れとかない今後の検討の方法を探していきたいと考えております。

以上です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）では、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（西尾）では、議案第 46 号 鴻巣市介護保険条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論させていただきます。

今回の条例改正は、減免できるという規定になるということですが、必ず減免するとは読めません。運用基準が不明確であると、対象者が救済されないおそれがあります。また、物価高の中で、低所得高齢者の負担軽減とならない可能性があります。税制改正は、物価上昇と就業調整への対応ということで行われたものですが、介護保険料でその効果が打ち消される面があると指摘し、反対いたします。

以上です。

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

（諏訪）では、ただいまの議案第46号 鴻巣市介護保険条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論をいたします。

令和7年度の所得税減税の恩恵が介護保険料に及ばないということがただいまのご説明で分かりました。本来、所得税減税によるものは、国が行っているわけですから、国がやはりその減収分を補填すべきと考えますので、反対いたします。

（委員長）ほかに賛成または反対討論ありませんか。大丈夫ですか。

（なし）

（委員長）これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第46号 鴻巣市介護保険条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手多数）

（委員長）挙手多数であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（休憩 午前9時48分）

（開議 午前10時00分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第47号 鴻巣市立小・中学校適正配置等審議会条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

（教育総務課長）おはようございます。議案第47号 鴻巣市立小・中学校適正配置等審議会条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本年4月30日をもって鴻巣市PTA連合会が解散したことに伴い、委員の委嘱について当該連合会が推薦するものと定めていた条文を改め、引き続き鴻巣市立小中学校の児童生徒の保護者を審議会の委員として組織できるよう所要の改正を行うとともに、2年間としていた委員の任期について、本審議会の所掌事務の規定に合わせ、委嘱の日から答申の日までの期間に改めるものです。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（西尾）では、議案第47号 鴻巣市立小・中学校適正配置等審議会条例の一部を改正する条例について質問させていただきます。

3点通告させていただいております。まず、1点目、保護者の委員は具体的にどのように選出するのかお伺いします。

（教育総務課長）お答えいたします。

鴻巣市PTA連合会の解散に係る通知の中で、各学校単位のPTA会長同士の情報交換を行う場として、連絡会を新たに設けることとされております。このような連絡会を通じまして、各学校単位のPTAと協議の上、委嘱することを想定しております。

（西尾）今のご答弁だと、PTAの連絡会を設けるということなのですが、PTAに加入されていない保護者の方もいらっしゃると思うのですけれども、そういった方は委員にはなれないのでしょうか。一般の公募の枠もあると思うのですけれども、念のためお伺いします。

（教育総務課長）あくまで各学校単位のPTAとしただけですので、条例上保護者としてありますので、PTAに加入していなくても委員にはなれるということになります。

以上です。

（西尾） P T A に加入していなくても委員にはなれるというその枠は、今回の枠、条例改正の対象となっている枠の中でということでしょうか。

（教育総務課長） 第 3 条第 2 項第 4 号の、改正します小中学校の児童生徒の保護者という枠になります。

以上です。

（西尾） となると、P T A の連絡会にその方々が関わっていないと、結局は P T A に入っていない方はなれないということですよ。

（教育総務課長） あとは、学校の先生からの推薦ということもありますので、特にこの条文上なれないということではございません。

（西尾） では、次の質問です。

任期を答申までにする理由をお伺いします。

（教育総務課長） 現在、小中学校の適正配置等に関する諮問事項がないことから、委員への委嘱は行っておらず、審議会も解散されていない状況となっております。このため、審議会の開催実態に合わせ、委員の任期について委嘱から答申までとする見直しを行ったものでございます。以上です。

（西尾） では、次の質問にもちょっと移りたいと思うのですが、今の答弁を踏まえてなのですか、答申後に委員が替わるということになると思うのです。そうすると、前の答申後のチェック機能、要は行政がきちんとその答申に沿ってやっているかとか、そういったチェック機能を、答申にオーケー出した委員が機能を果たすということができなくなるのではないかと思うのですが、その点はどうか考えられますか。

（教育総務課長） 本審議会の所掌事務の規程では、答申後の取組の進捗状況や検証につきましては、本審議会が直接担うという仕組みにはなってございません。答申後につきましては、内容を十分に尊重させていただきまして、市教育委員会が主体となりまして進捗管理を行うものと考えております。

以上です。

（西尾）そうしますと、答申した後のチェック機能を特に審議会の委員が果たすことができないと思うのですけれども、審議会の委員に対して答申後の何かフィードバックとかはされる予定はあるのでしょうか。意見を伺うとか。

（教育総務課長）審議会の諮問事項ですとか答申内容、議事録等は、市ホームページに掲載するなど広く情報を現在公開しておりまして、事業の進捗に応じて、保護者をはじめ様々な立場の方からご意見を伺いながら、適正配置等の取組を進めているところでございます。

以上です。

（諏訪）では、通告をしておりますが、1つ目が今までの審議会の開催状況を伺いたいと思います。

2015年から審議会が始まっていると思うのですけれども、各審議会の開催の回数及びその開催している期間、それから各委員の出席状況、また任期半ばで委員が変更になったケースがあるかどうかを伺います。

（教育総務課長）開催状況から順にお答えいたします。

平成27年度から平成29年度に開催した審議会では、15名の委員を委嘱し、全6回審議をしていただいております。令和3年度から令和4年度に開催した審議会では、14名の委員を委嘱し、全7回の審議を重ねていただきました。

続きまして、出席状況ですが、平成27年度から開催した審議会では、全6回のうち2回の欠席が3名、1回の欠席が3名。令和3年度から開催した審議会では、全7回のうち6回の欠席が2名、4回の欠席が1名、2回の欠席が2名、1回の欠席が2名となっております。

また最後に、任期半ばで委員変更となったケースについてでございますが、平成27年度から開催した審議会では、鴻巣市小・中学校校長会から推薦いただいた1名の方につきまして変更がございました。令和3年度から開催した審議会では、鴻巣市PTA連合会及び鴻巣市小・中学校校長会から推薦いただきました2名の方について、委員の変更がございました。

以上です。

（諏訪）ただいま開催、全部で2つの審議会ということによろしいですよ。それぞれ欠席の回数が非常に多い方がいらっしゃるなと思いました。まず、令和3年から4年の審議会では7回開催日があったということですが、そのうちの6回欠席があったということなのですが、この欠席の状況というのはどんな理由だったりするのか、伺いたいと思います。

（教育総務課長）審議会の前に出欠の連絡はいただいているのですが、欠席理由までにつきましては伺ってはいない状況です。これは推測になりますけれども、委員の欠席については、公募をするときにつきましては、公募に手を挙げてから選任までおおむね2か月あるということから、この間に大きなその方のライフイベントが重なってしまったですとか、学業に専念する必要が生じたなど、ご本人の意向に反して出席がかなわなかったものと考えております。

以上です。

（諏訪）非常に、7回のうちの6回欠席というのは、なかなか考えにくいことではありますけれども、このときに欠席の理由は聞いていないということなのですが、続けられないということであれば、やはり委員の変更というようなことは、条例上は可能なのかどうか伺いたいと思います。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時11分）

_____ ◇ _____

（開議 午前10時12分）

休憩前に引き続き会議を開きます。

（教育総務課長）お答えします。

改正前の条例につきましては、第4条第2項より、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とするとなっておりますので、ご本人から辞めたいとか、推薦団体のほうから推薦者を替えたいという申出があった場合には欠員となりまして、違う方に委員をお願いするということではできるとは思いますが、今回につきましてはその申出がございませんでした。

以上です。

（諏訪）では、2番目の今後の審議会の開催予定なのですが、今朝、新聞報道などによりますと、文部科学省は適正配置の在り方を検討するというようなことが報道されています。内容が大きく変わる可能性があるかなと思っているのですけれども、今後適正配置の審議会を開催する予定を伺います。

（教育総務課長）鴻巣市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本的な考え方や市内小中学校の将来における適正規模及び適正配置計画に基づきまして、必要な取組を現在推進しているところでございますので、現在のところ審議会の開催予定はございません。

以上です。

（潮田）今前任者のほうの質問でもありましたけれども、今回この欠席の方が多くいたのをずっと気になっておりました。条例上は、欠員が生じた場合は変更できるということでありましたけれども、今回の特に欠席の多かった方というのは、ちょっとお名前で見ると3人かなと、議事録ずっと見ているのですけれども、その方たちは皆さん充て職の方なのか、公募の方なのか伺います。

（教育総務課長）お答えいたします。

6回欠席された2名の方につきまして、1名は団体からの推薦の方です。もう一名につきましては、公募から応募された方になっております。以上です。

（潮田）4回欠席されている方もいらっしゃいますよね。その方は公募でしょうか、推薦でしょうか。

（教育総務課長）公募になっております。

（潮田）先ほど前任者のほうからも質問されておりましたけれども、やはりこれは、充て職の方の場合は先ほど校長先生が替わったためとかというのがあったりしましたけれども、公募の方はこれがやりたくて手を挙げてくるのだと思うのですが、7回のうち6回欠席、または7回のうち4回欠席というのが公募の方の中からはいるというのは、これは将来の子どもたちの大切なことを審議するための委員会ではあるので、今後、

条例上ではなくても規定として、最初に公募する方についてはそういった出席のこともきっちりと、何回以上もこれが、正式な、個人のどんな理由、いろいろ諸事情あると思いますけれども、出られないということ判断をされたら、それを辞退をするというようなことを規定することはできないのでしょうか。

（教育総務課長）鴻巣市立小・中学校適正配置等審議会委員の公募に関する基準というのがございまして、その中の第3条第3号に開催する会議に出席できる者となっておりますので、一応出席できることというのが明示されている状況になります。

以上です。

（潮田）実際には、出席できない方が多くいらしたかなって。やはり皆さん、充て職の方はさらにまたお忙しい中で、それでも来ていただいているということを考えると、やはり今後、子どもたちの大事な未来をやっていく、どの審議会も大事ですけども、特にこれについてはきっちりとやっていく必要があるのではないかなというふうに考えておりますが、そのようにお考えであるということを確認したいと思います。

（教育総務課長）応募理由の中で動機、抱負など、熱意を感じまして選任をしたということもありますし、あとは審議会の開催時間につきましても、例えば平日の夜とか、委員さんに伺って時間設定のほうもするなど、より委員さんが参加しやすい時間帯、会議としていけるように努めてまいります。

以上です。

（潮田）私、今執行部を責めているわけではなくて、申し込む方に対しての思いがあつてのところでございました。思いがあつても来れないという方だと、この審議委員になるというのはとっても、後々の鴻巣市のためにはどうかなというところでもございました。すみません。

2点目に確認したいのは、今回PTA連合会が解散したために、保護者代表を引き続き委嘱することができるための条例改正でありますけれども、今後の選任というのはどの組織の責任で選任していく形を取るのか伺います。

（教育総務課長）今回の改正は、組織からの推薦という形にするものではございませんので、特にどこの組織の責任ということは考えてございません。

以上です。

（潮田）そうすると、どのような形で選任となるのか確認いたします。

（教育総務課長）先ほども申し上げさせていただきましたが、P T A 連合会の解散によりまして連絡会が立ち上がっているということになりますので、そういった形を通して、各学校と調整して選任していただきたいと考えております。

以上です。

（潮田）すみません。私が確認したいのは、どこがそれを調整するのかというところであります。それは、あくまでも教育総務課のほうで調整をしていく、もしもやりたいという方が何人かいた場合とか、そういった調整は教育総務のほうで行うということになるのか伺います。

（教育総務課長）人数につきましても、今2回目の委員ですと15名中14人の選任になっておりましたので、1名枠が空いているということもございます。あとは、そのときの審議内容によって地域性を反映するような場合につきましては、そういった形でその地域の方を多くするというようなことも考えております。

以上です。

（潮田）3点目であります。P T A 連合会が解散をする。今回条例改正がありました。ほかへの影響は、教職員の業務への負担になるものとかがあるのではないかと思いますけれども、今後条例改正を要するものはあるのか伺います。

（生涯学習課長）今回、鴻巣市P T A 連合会解散に伴いまして、全庁的に条例等影響があるかどうかについて問合せ等をさせていただきました、全庁的にそういった影響がないというような確認を取っているところでございます。

以上です。

（潮田）条例とかの改正は必要ないということでありましたけれども、

学校支援課のほうにちょっとお伺いしたいと思います。

現実には、このPTA連合会がなくなることで、今までPTA連合会がやっていたものが教職員たちへの負担になるようなものというのは、特にないというふうに考えてよろしいのでしょうか。

（学校支援課長）お答えいたします。

今現在なくなっている学校等もございますが、これから学校の先生方からそのような聴取をしながら、その辺のほうは考えていきたいと思っております。また、そのような声が上げられましたらどうしていくかというものも、こちらとしても受け止めながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。

（潮田）先ほど生涯学習課長のほうから、全部調べたけれども、取りあえずないということでありました。でも、今後そういったものが出てきたならば、これは条例改正というふうになる可能性もあるということでしょうか。

（生涯学習課長）現在調査した限りでは、先ほども申しましたとおり影響等特にないというふうなところがございますけれども、まだ実際にどういった影響があるかというのはこれから実際に検証する必要も出てくると思いますので、その場合は適切に対応したいというふうに考えております。

以上です。

（芝寄）令和7年度でPTA連合会解散ということで、このようなことになったというふうなことでありますが、まずはP連から来ているのは、P連の中から充て職として入ってきていたと思うのですけれども、まずそこは継続してやるのか、それとも今回もうこれでそこを離職するのか、そこを確認したいと思います。

（教育総務課長）現在審議会が開催しておりませんので、委員の委嘱もしていない状況であります。

以上です。

（芝寄）では、今後連絡協議会を通して保護者に公募等の周知をすると

いう説明でよかったかなと思うのですけれども、その中で、前任者も説明したとおり、これ多数あった場合に、その連絡協議会の中で誰がそこを決定できるのか、応募が多数あった場合。また、その選考基準等は、教育委員会からその連絡協議会にお示ししたりするのか、そこをお聞きしたいと思います。

（教育総務課長）審議内容次第だと思いますけれども、審議内容の保護者が入るボリュームですとか、あとは諮問内容に地域性が含まれる場合につきましては、その辺りも含めて連絡会の方と調整をしていきたいと考えております。

以上です。

（芝寄）では最後に、その連絡協議会の構成なのですから、確認のため、どのような保護者が連絡協議会として参加して、そこで決定権を持っていくのか、どのような会になるのか、もう少し詳しく教えていただきたいのですけれども。

（生涯学習課長）委員のほうから協議会というお話がありましたけれども、正しくは連絡会という形になると思います。あくまでも、連合会解散の理由としましても、やはりPTAの保護者の方たちの負担とかが多いということも含めて、中には先ほど単位PTAのほう解散になっている学校等もあるというようなことでございます。連絡会につきましては、本当に今まで連合会がやっていたその負担等も、保護者の負担、役員の負担等を軽減するために、あくまでも情報交換の場としてライン上にそういう連絡会というのを立ち上げたということでございまして、なかなか意思決定ですとか、そういうものについては、その連絡会の中で行うというようなことはないと思います。あくまでも情報提供等をする中で、皆さんいろんな課題ですとか問題点等について情報共有をすると、その中で皆さんで解決していくというような会というふうに理解しております。

以上です。

（芝寄）では、もう一回確認ですが、連絡会は誰でも保護者がその会に入れるということによろしいのですか。

（生涯学習課長）基本的には、今までの単位 P T A の会長が代表としてその中に参加しているというようなことで、それ以外の方でも、任意の方で入られることは自由というふうには伺っております。逆に、入らないことも自由だというふうには伺っているところです。

以上です。

（後藤）まず、1 点目なのですが、任期を 2 年から答申まで変更というところで、所掌事務の都合であったり、あと現在審議会が開かれていない、タイミング的にも今かなというところの変更だと思うのですが、これは P T A の連合会解散絡みとはまた別の論点だというふうに理解をしているのですけれども、当初任期を 2 年にされていたというところはこういった経緯というか、根拠あって 2 年に設定をしていて、実際に審議会を運用していく中で何か不都合だったり、あるいは何か要望だったりというのをもらった中で、今回答申の日までというふうに変更になったと思うので、この辺りの流れ、その詳細について伺います。

（教育総務課長）本条例を制定した当初は、1 つの諮問事項に対して答申をいただくまでに複数年にわたり審議いただけることも想定していたことから、審議の途中で交代することなく委員を務めていただけるよう任期を 2 年としておりました。今回の改正で、より一貫性というか、諮問から答申まで一貫して 1 人の方にご審議いただけるように改正を考えたものでございます。

以上です。

（後藤）これ、多分メリットとかデメリットがあると思うのです。先ほど前任者のご質問にもあった出席率の部分で捉えると、任期を 2 年って、そんなに長引くことがないとは思っているのですけれども、その期限を区切ることで、なかなか実際は参加できなかった方からまた交代できるみたいなメリットもあれば、答申の日までにしてしまうと、なかなか本当にもう毎日多忙で全然参加できないという方が答申の日までずっと参加できないという、メリット、デメリットあると思うのですけれども、そういったところを執行部のほうではどのように整理をされているのか伺います。

（教育総務課長）例えば公募委員の募集につきましては、委嘱から2か月前にホームページ、広報などに掲載をしております。その中にこういった審議内容で、この期間ということをお伝えしておりますので、それをお伝えしておりますので、それを見て出席していただけるような方が手をいただければと思っております。

以上です。

（後藤）前任者からの質問でも、出席率の確保ってやっぱり非常に重要だけれども、やはり出席する、しないは本人の選択だと思うので、難しい部分があると思うのですけれども、すみません、これ条例改正に直接関係ないかもしれないのですけれども、出席率を上げる、できるだけ参加をしやすくするという意味で、今の時代、どこも会議をするにしてもオンライン開催とかというのがごくごく当たり前になっている中で、そうしたオンラインでの審議会の参加みたいなところも検討されているのか伺います。

（教育総務課長）現在のところ、オンライン会議というのは想定しておりません。

以上です。

（委員長）ほかに質疑ありませんか。大丈夫ですか。

（なし）

（委員長）では、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

（なし）

（委員長）これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第47号 鴻巣市立小・中学校適正配置等審議会条例の一部を改正す

る条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号 令和8年度鴻巣市一般会計補正予算(第2号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(西尾) では、通告で2点質問させていただいているのですが、1点の小学校給食運営事業は今の説明で理解いたしましたので、1点だけ質問させていただきます。

9ページ、12ページも関連するのですが、13ページ、学校支援課、地域人材活用事業、これはよりよい生き方を実践する力を育む道德教育の推進事業委託金が使われているということなのですけれども、先ほどの説明で外部講師を委託するということだったのですけれども、この外部講師について具体的にお伺いしたいのと、それからこのよりよい生き方を実践する力を育む道德教育の推進事業委託金は、具体的にどのように活用されるのか。一応ここには地域のスポーツクラブ活動運営委託料なども出ておりますけれども、そういったことなのかも含めてお伺いします。

(学校支援課長) お答えいたします。

まず、外部講師につきましては、現在道德教育に関して専門的知見を有する大学教授等に依頼する予定でございます。

続きまして、委託金につきましては具体的にどのようにというところの質問につきましては、まず先ほど申し上げた大学教授等に依頼する予定である外部講師を招集する際に発生する講師謝礼と、また研究を進めるに当たり様々な資料等を作成する、またはいろいろな事業等に係るものの消耗品代として活用する予定でございます。

以上です。

（西尾）道徳教育を専門とする大学の先生をお呼びするということだったのですけれども、その先生はもう決まっていらっしゃるのでしょうか。

（学校支援課長）現在いろいろ模索しておるところでございまして、決定次第またご連絡できればと思っております。

以上です。

（潮田）それでは、課のほうに通告をしているところから行きたいと思えます。

歳入では9ページ、歳出で13ページのスポーツ課、ネーミングライツの部分でございまして、企業からの地域貢献の意思でもありますので、市民に効果が見える形でのスポーツ振興であったりとか、施設設備に還元すべきであるというふうに考えておりますけれども、まずそれについての市の見解と、あと現在想定している見える形というのはどのようにしていくのか伺います。

（スポーツ課長）お答えいたします。

今回のネーミングライツにつきましては、施設等の運営、施設修繕や維持管理費等、利用者へのサービス向上に向けて役立てれるよう考えております。

また、見える形ということですので、現在、契約のほうを3月に行いまして、どういうものが最善なのか、他市の、既に近隣の市町、やられているところも多々ございますので、そちらのほうを参考にさせていただきながら、また先ほど申し上げたとおり維持管理、修繕のほかに、使えるものであればイベント等で活用できればということで、今指定管理者も含めて検討しているところでございます。

以上です。

（潮田）これ、自分が一般質問してできた事業なので、とっても思い入れがあって、ちょっと本当はしつこいぐらい聞きたいところなのですが、これ、ネーミングライツ収入につきましては一般財源になりますので、一般財源だから特に縛りはないと思うのですが、特に何か縛りはないかどうか確認したいと思います。

（スポーツ課長）先ほど申し上げたとおり、利用者へいかに還元できる

かのところも踏まえて、今先ほど申し上げたとおり検討しているところでありますけれども、特に何か引っかかるようなものということで捉えているものは、現在のところではないというふうに考えております。以上です。

（潮田）施設の維持管理といっても、これって金額によってはなかなか大変な金額になるかなというふうに思うのですが、ここの部分というのは既に指定管理でやっているところではありますので、指定管理の業者と、また市の負担と、このネーミングライツのところから出せるお金の関係とかというのは特にあるのでしょうか。

（スポーツ課長）資産管理課等、財政部局にもその辺は話はしてあるのですが、まだ始まったばかりで、細かいところまでがまだ今何も決まっていないうなところでございますので、今後、今年度につきましては財源更正ということで考えておりますけれども、次年度以降につきましてはこの辺に関して、その施設、サッカー場及び陸上競技場の指定管理者と早い段階で協議をしながら、何に使えるかどうかも含めて調整していきたいと考えております。

以上です。

（潮田）ネーミングライツ自体が資産管理課の所管の部分もありますので、今回のほうはもうスポーツ課でありますけれども、このネーミングライツ収入をスポーツ振興目的の基金にするとか、そういったような1つのところに対してのネーミングライツだけではなくて、全体でというような考え方というのは、スポーツ課としては持っているのでしょうか。

（スポーツ課長）申し訳ありません。全体的なことについては、私どものほうでは考えておりませんが、現在、初めて取り組む事業でございますので、ご質問のとおり基金について、今のところは考えておりませんが、スポーツ振興、文化振興等、積み立てることで継続的な事業推進や安定した資金運用に役立てることができると考えておりますので、そのことも踏まえて、今後財政サイド、担当課である資産管理課、または指定管理者との協議をしてまいりたいというところで考えております。

以上です。

（潮田）今回サッカー場と、あとは陸上競技場でありますけれども、やはりこれが市民の方に見える形にするという意味では、大きな看板だとか、そういったものがまずは想定できるかなと思うのですけれども、それはいつぐらいに設置されるというふうに考えていいのでしょうか。

（スポーツ課長）現在このネーミングライツ、手を挙げていただきました事業者と指定管理者とスポーツ課で既に現地での立会い等を行いまして、設置場所については確認済みですが、現在業者のほうで看板のデザインを作成し、最終的なデザイン等を行っているところです。ですので、こちらのほうもいつ頃になるかということのを投げかけておりますけれども、細かい詳細についてはまだ未定となっておりますが、せっかくネーミングライツで手を挙げていただきましたので、早めに看板等の設置をお願いしたいということでお話ししております。

以上です。

（潮田）続きまして、歳入9ページ、歳出13ページの地域スポーツクラブのほうに移りたいと思います。この歳入のほうでの県費の算定というのは、何が根拠になってこの金額になっている、それで本市の金額が決まったのか、まず伺いたいと思います。

（学校支援課長）お答えいたします。

県費につきましては、本市のほうで提出いたしました事業計画や事業内容、必要経費等を基に県が審査を行い、決定されております。

以上でございます。

（潮田）資料請求をさせていただいて、細かいのを見ることができました。現在というか、令和7年度にやってきたことというのは、この資料請求で細かく分かったのですけれども、今回のこの補正で上がってきているものは今後のことだと思うのですけれども、平日の地域展開の予定の詳細、これは、これからのだと思うのですけれども、こういったことが想定されて今回の補正の金額になっているのか伺います。

（学校支援課長）まず、令和8年度のバスケットボール部のモデル事業といたしましては、様々な課題等を今後整理しながら段階的に進めてい

く予定でございますが、将来的には平日の練習につきましては、平日 1 日程度を地域クラブへ移行できる体制づくりというのを目指していければというふうに予定しております。

以上でございます。

（潮田）今市民の方から相談いただいている中で、この地域スポーツクラブと部活の顧問とのやっぱり熱量の違いというのがあるというふうに聞いているのですけれども、そこら辺の連携の取り方、そもそもそれぞれが目指すものが違っているのかなとは思っているのですけれども、その部活の顧問との地域と地域スポーツクラブの連携をどのような形で取っているのか伺います。

（学校支援課長）学校部活動が完全に移行されるまでの間につきましては、学校と学校の部活動顧問と地域クラブが連携しながら、生徒の活動状況や安全面について情報共有のほうを図っていく予定でございます。また、競技ごとの顧問会等も活用しながら、円滑な移行につなげていければということで予定しております。

以上でございます。

（潮田）保護者の方からの地域スポーツクラブへの相談または苦情等というのは、今後、今までもあったと思うのですけれども、誰がどのような形で対応してくれるのか、先生というか、部活の顧問なのか、顧問ではない先生もやるのか、またはスポーツクラブに対して言うのか、または教育委員会とかがその受皿となるのか、確認をしたいと思います。

（学校支援課長）活動内容に関する相談や苦情につきましては、原則としては運営主体である地域クラブ等が対応するように予定はしておりますが、必要に応じて教育委員会も情報共有を図りながら、支援のほうをしていく予定でございます。

以上です。

（潮田）今やったださっている地域スポーツクラブとはちょっと違うのですけれども、今ほかの部活で、バスケットとかサッカーとかではなくて、ほかの部分での部活はやっていて、それで外部コーチが入っていたりとかという場合がありますけれども、そういった場合の熱量の違い

によって困っている保護者の相談というのは、今はこういった形で受けているのでしょうか。

（学校支援課長）外部コーチにつきましては、部活動の運営上依頼しているコーチという形になりますので、学校部活動である状態でございますので、窓口のほうは学校であり、状況によっては教育委員会のほうも支援のほうをさせてもらっている状態でございます。

以上でございます。

（潮田）要は保護者の方が、スポーツクラブが入ることによって、どこに相談していいのか分からないというようなことはないということでしょうか。

（学校支援課長）まだ具体的に動きがあるわけではないので、これからいろんなことが想定できることではございますが、なるべくそのような形が起こらないような形で運営できればということを考えながら進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

（潮田）続きまして、中学生海外派遣、歳出13ページのところであります。これは、今回は燃油特別付加運賃の高騰等によるとなっておりますけれども、レートの関係で今後もほかの部分でもいろいろ高騰してきて、実際には子どもたちが派遣されるときには、想定していた金額よりも高くなってしまうのではないかな、個人負担の部分ですね、そういったものが考えられるかと思うのですけれども、まず現在の個人負担額は幾らなののでしょうか。

（学校支援課長）現在は、生徒1人当たり15万円を自己負担としております。

以上です。

（潮田）そうすると、15万円が個人負担、それが示されて、皆さん申込みをされて、もちろん学校で選定、いろいろ誰が行くかというのを決めると思うのですけれども、これがもう少し高くなった場合の負担というのは市のほうでやっていくのか、あくまでも個人負担分なので、想定よりも高くなったら、それは個人でやるということでしょうか。

か。

（学校支援課長）お答えいたします。

今現在、今までも自己負担額というものにつきましては、いろいろな変動、社会の情勢等を踏まえて変動してきているものでございます。そして、次年度以降につきましても、物価高騰の影響等もいろいろございますので、社会情勢や物価高騰等に注視しつつ、関係者間で協議の上、適切な負担額の在り方等について調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

（潮田）それでは、すみません。前のほうに戻りまして、債務負担行為のほう、子育て支援センターのほう確認したいと思います。資料請求させていただきましたので、非常に細かく書いていただいておりますので、分かっているのですけれども、これについて、今回債務負担行為で、これから先のことになりますが、今現在のものからさらにバージョンアップしていくというような考えがあるのか、伺いたいと思います。

（こども未来部参事兼こども応援課長）現在子育て支援センター内で行っております3つの事業につきましては、今後、現行行っている事業を踏まえて、今の段階では現行を行っていくように予定しております。

以上です。

（潮田）この表を資料請求で出していただいた中で、ちょっと私よく分からなかったのが、育児疲れのときなど私的理由による場合の時間とそうではない場合の時間に1時間の違いがある。これは、ご本人にどういった理由で使うのですか、それによって時間が違うのですよということをお伝えしているものなののでしょうか。

（保育課長）一時預かり事業につきましては、利用の際の申請の際に理由のほうを、就労なのか、例えば育児疲れでリフレッシュで使いたいのかというのを伺っておりまして、それによって利用できる時間が決まっているという形になっております。

以上です。

（潮田）一時預かり、これになったから、誰でも預けられるという部分

であると思いますけれども、実際一時預かりで預かる場合と誰でも通園制度で預かる場合と、大きな違いというのは何になるのでしょうか。

（保育課長）一時預かり事業につきましては、就労とか日常生活上突発的な事情で一時的に家庭での保育が困難になった場合に使っていただく事業になっておりまして、乳児等通園支援事業、こども誰でも通園制度のほうにつきましては、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わずに時間単位で利用ができる制度となっております。

以上です。

（潮田）最後に、確認です。このこども誰でも通園制度、今全国になってきております。鴻巣市は、すごく先進的にやっけていただいておりますけれども、実際令和7年度ではどのくらいの利用があったか、確認したいと思います。

（保育課長）令和7年度につきましては、延べの利用人数なのですが、公立保育所、生出塚保育所と川里ひまわり保育園での利用のほか、民間の施設での利用も含めまして、延べの利用人数が804人となっております。

以上です。

（諏訪）通告していないのですけれども、13ページのスポーツクラブでしょうか、こちらのほうの、現在は休日の部活動に限り行っているということなのですが、行く行くは平日も行っていきたいということです。ちょっと私、よくこの活動内容が分からないのですが、3つの中学校を今月はここ、今月はここというように移動するというように記憶しているのですけれども、その子どもたち、生徒の移動の手段というのは自転車だったかと思いますが、今後平日の活動をするようになりますと、一度自宅に帰って、自転車に乗り換えてというようなことも想定されるのですけれども、現在の移動の手段で何か課題があるか、また平日に行うようになった場合、移動の手段、どのようにお考えなのか伺います。

（学校支援課長）お答えいたします。

移動手段につきましては、平日の活動につきましても生徒の自転車または徒歩での移動というものを想定しております。場合によっては保護者

の送迎等も含めて、そのような形で運営を予定しておるところです。
以上です。

（諏訪）現在、その自転車の移動で何か課題はないでしょうか。

（学校支援課長）昨年度実績といたしまして、移動についての課題というものは上がってきてはおりませんが、今後そのようなもし課題等が起こってきましたら、それについては周知しながらいろいろ考えて、改善等を含めた案等を考えていきたいと思っております。

以上です。

（諏訪）今、非常にスポーツの振興させていく上で、いわゆる地域を離れたところで、例えばバスに乗り合わせてだとか、保護者の車に乗り合わせて移動するというようなところで、結構事故が起きているわけなのです。今後平日を行うことになると、夏場はいいのですけれども、1年のうちの11月ぐらいからは、夕方もう4時から暗くなっていますよね。そういったときに、自転車で移動というのが非常に危険なのではないかなとちょっと危惧しております。それと、たくさん活動の内容が大きくなってくると、移動の手段として、では保護者でとか、先生がとかいうような、車に乗っての移動をする可能性が出てこないかどうか、その辺ちょっと伺いたいなと思っております。

（学校支援課長）確かに暗くなっていうところ等々もありますが、まずはやはり安全面、生徒の安全面というところを大事に考えた上での活動というものを考えていくよう、こちらとしても運用を予定していきたいというふうに思っております。また、車送迎ということに関しましては、基本的には保護者の送迎というものを想定しております。
以上でございます。

（諏訪）では続いて、9ページになりますけれども、学校支援課のよりよい生き方を実践する道德の事業ですが、こちらのほうの専門の大学教授による講師ということなのですが、この予算額で大体何回ぐらい何をする予定なのかということをまず伺います。

（学校支援課長）外部講師につきましては、2回ほど来ていただく予定でございます。それで、その内容といたしましては研究に係る、先行事

例等々も含めた研究というものについてを示唆いただくというもの、また道徳教育というものを推進していくための学校として事業改善等を含めた指導等をしていただくように予定をしております。

以上でございます。

（諏訪）これは特定の学校を対象にするのか、モデル学校の中学校ということですので、鴻巣中学校を対象にして年2回行うということなのですが、その研究のテーマというのはどういったものが今検討されているのか。

（学校支援課長）お答えいたします。

テーマにつきましては、各学校において目標を設定していただきまして、それを文言にするかということになりますとまた話が、まだ学校の状況にもよりますので、そこにつきましては今のところまだしっかりとこのような形で文言ができているということはありませんが、基本的には国、県よりも示されている要綱がございますので、その要綱に沿った形で道徳教育の推進のほうを鴻巣中学校で2年間図っていく予定でございます。

以上です。

（諏訪）研究をした上のその報告だったり、発表だったりというのは、こういったタイミングで行うのか伺います。

（学校支援課長）お答えいたします。

まず、校内のほうで事業研究等を行いまして、1年目につきましては事業研究会のほうを行います。それを2年間の委嘱になりますので、その研究成果等につきましては県のほうに資料として提出、また事業公開等もして、県のほうに広く広めていくという予定となっております。

以上です。

（諏訪）今、教師の多忙化というのは非常に大きな問題になっております。この道徳の研究が新たな業務負担にならないかどうかを伺いたしたいと思います。

（学校支援課長）お答えいたします。

道徳教育の研究を進めるに当たり、学校の教育力、また教師の指導力向

上が望まれますので、決して負担にはならないというふうに考えております。

以上です。

（諏訪）先生の指導力も向上するということが目されているわけなのですが、教師はその研究についてどこまで、どんな要するに実際に行うことが増えるのかを伺いたいと思います。

（学校支援課長）研究するに当たり、道德教育のほうに特化した形で主任等が研究の方向性等々というものを示していきますので、その部分につきましてはプラス、今までにない業務の中の推進校としての発表に向けての取組ということで増えていくことになると思いますが、基本的には従来の教育活動をベースとして、研究のほうを進めていく予定でございます。

以上です。

（諏訪）そうしますと、従来の道德の授業の一環が少し拡大されるというイメージでよいのかどうか。

（学校支援課長）おっしゃるとおりでございます。まず、鴻巣中学校のほうで進められている道德教育を研究でより質を高める形、またそれをいろいろなご示唆をいただきながら、授業力改善に努めていくというような視点でございます。

以上です。

（諏訪）最後なのですが、このよりよい生き方というのが非常に難しいテーマ、それぞれが生き方については思いも違うかと思うのですが、テーマとしてはよりよい生き方になるわけですか。

（学校支援課長）テーマといたしまして、また事業名でもありますよりよい生き方ということですが、こちらにつきましては、道德の目標に基づいてよりよく生きるための基盤となる道德性を養うというふうにございますので、その言葉から来ているものでございますので、テーマとしてもやはりこのよりよい生き方というものを考えた上でのものになると想定されております。

以上です。

（後藤）何点か質問させていただきます。

13ページ、10款教育費、1項教育総務費、3目教育指導費の地域人材活用事業なのですがすけれども、前任者の質問もあってよく理解はできたのですがすけれども、令和8年度の当初予算で、同じ事業名で地域クラブ運営補助金というのが計上されていたと思うのです。ちょっと私の理解不足であれなのですがすけれども、今回の地域スポーツクラブ活動運営委託料とこの当初予算で計上された地域クラブ運営補助金というのがどういった役割分担というか、すみ分けになるのか、あるいは全く別のものなのかというところを確認させてください。

（学校支援課長）お答えいたします。

先ほどお話がありましたが、まず当初予算のほうで補正を組ませていただいたということで、おっしゃるとおりでございます。それぞれの分担につきましては、今回の地域スポーツクラブ活動運営委託につきましては、先ほどお話が出ている平日の地域展開に向けたモデル事業として実施するものでございます。また、地域クラブ運営補助金といたしまして、今度は地域クラブの立ち上げに係る運営の基盤となるような整備を支援するものを予定しております。

以上でございます。

（後藤）それと、私も個人的にサッカースクールのお手伝いをしている関係で、近隣他市のサッカーチームの運営されている方ともよく週1でお会いするのですがすけれども、その方が他市から、どちらかがあれなのですがすけれども、部活動の地域移行に関して、そちらのサッカースクールでちょっとやっていただけないですかみたいなお話があったみたいなのですがすけれども、実際にではどういった内容でみたいな話をしたときに、かなり委託料が厳しいと、端的に言うところの金額だとなかなか厳しいって断ったというような話を聞いて、あくまでもその個人の方のお話ではあるのですがすけれども、実際に今回委託料350万程度上がっていると思うのですがすけれども、実際の運営に照らし合わせて適切な金額になっているのかというところをどのように検証されているのか伺います。

（学校支援課長）運営委託金につきましては、様々な競技の活動内容や

参加人数等々、いろいろなことがありますので、一概に必要な経費がというところは、十分かどうかということ判断することは難しいと考えております。今回地域クラブ運営補助金といたしまして、チームの立ち上げに関するもので1団体当たり年間30万円を予定しております。その対象費用につきましては、用具購入であったり、保険料、指導者謝金、会場使用料などを想定しておるのですが、この補助金のみで全ての運営経費というものを補うということは、ちょっと想定し難いものではございます。不足する経費につきましては、各地域クラブにおいて持続可能な運営体制というものを、例えば受益者負担等も含めて構築していただければというふうに考えております。

以上です。

（後藤）同じページの、続いて中学生海外派遣事業に関してです。すみません、ちょっと聞き漏らした部分あるかもしれないのですが、今回の補正追加分というのが燃油サーチャージ分ということなのですが、確認で、この値上げ分に関しての補正だと思うのですが、本人負担というのですか、保護者負担については特になかったという理解でいいのか、すみません、確認をお願いします。

（学校支援課長）個人負担、保護者負担というものは変更はございません。

以上です。

（後藤）あと、10款教育費、2項小学校費、2目学校給食費の小学校給食運営事業で、県費の栄養教諭の配置があったというところなのですが、過去にも何か予算審議で、たしか児童数550人以上で1人配置をされるという基準があって、そこのボーダーにかかるか、かからないかがあって、実際に550人超えたから、県費栄養教諭が配置をされたので、その分の委託が不要になったみたいな件もあったと思うのですが、今回もパターンとしては同じパターンなのかというのを1点。

（教育総務課中学校給食センター所長（副参事級））お答えをいたします。

県費負担教職員の栄養教諭等は、県の教職員配当基準により、児童数が

550人以上の学校には1名、550人未満の学校には4校に1名の割合で配当されることとなっております。令和7年度につきましては、児童数550人以上の学校が2校あったため、栄養教諭が2名配置され、児童数550人未満の学校が14校のため、4校に1名の割合で栄養教諭が3名配置をされまして、合計で5名の配置がございました。

令和8年度当初予算編成時には、児童数550人以上の学校が1校のため、1名が配置され、児童数550人未満の学校が15校のため、4校に1名の割合で栄養教諭が3名配置され、合計で4名の栄養教諭の配置と想定をいたしました。栄養教諭の人数については、令和7年度に比べ1名の減少という想定となりまして、安定した給食提供を継続するため、その補完として栄養士1名分の業務について、給食調理業務を委託している業者に委託をできるよう予算を計上しておりました。しかし、令和8年度当初人事において県より1名多く配置がされたため、本予算が不要となったため減額するという経緯となっております。

以上です。

（委員長）ほかに質疑ありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（西尾）議案第49号 令和8年度鴻巣市一般会計補正予算（第2号）に反対の立場から討論させていただきます。

債務負担行為、子育て支援センター運営管理業務委託がありますが、こども誰でも通園制度を含む業務委託です。保育の時間単位での切り売りとなることへの危惧、保育士の負担、そして子どもの安全などの観点から、この制度には導入前から反対してまいりました。したがって、本議案に反対いたします。

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

（諏訪）では、議案第49号 令和8年度鴻巣市一般会計補正予算（第2号）について反対をいたします。

以上です。

（委員長）ほかに賛成または反対の討論はありませんか。

（何事か声あり）

（委員長）暫時休憩します。

（休憩 午前11時19分）

（開議 午前11時20分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（諏訪）ただいまの反対討論をいたしまして、その反対の理由として
_____を申し上げましたが、こちらのほうは私の勘違い
ですので、その部分を取消しをいたしまして、先ほどの西尾委員と
同じく、債務負担行為におけるこども誰でも通園制度が入っている
ということで反対いたします。

以上です。

（委員長）ただいま発言の取消しの申出について、許可することにご異議ございませんか。

（異議なし）

（委員長）ご異議なしと認めます。

よって、発言の取消しは許可されました。なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

ほかに討論ありませんか。大丈夫ですか。

（なし）

（委員長）では、これより採決いたします。採決は挙手で行います。
議案第49号 令和8年度鴻巣市一般会計補正予算（第2号）のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(休憩 午前 11 時 22 分)

(開議 午前 11 時 40 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第50号 令和8年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算(第1号)について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11 時 42 分)

(開議 午後 零時 59 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

既に執行部からの説明は終わっていますので、これより質疑を求めます。
質疑はありませんか。

(西尾) では、議案第50号 令和8年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算について質問させていただきます。

通告しておりますけれども、9ページ、介護保険課、介護保険特別会計庶務事業の介護保険システム改修委託料について、改修の具体的内容をお伺いします。

(介護保険課副参事) お答えします。

今回のシステム改修は、議案第46号の条例改正とは別なもので、令和8年度の報酬改定に伴うものとなります。システム改修の内容についてなのですけれども、令和8年度の介護報酬改定に対応するため、介護給付費や利用者負担額の算定方法の変更に対応するものとなります。

以上です。

（西尾）これは、例えば介護保険施設の食費や居住地の変更も含まれているのでしょうか。要は、介護報酬改定ということで伺いましたが、介護報酬改定そのものだけでなく、介護保険施設の要は入居者にとっての負担が増えるという、その改修も含むのでしょうか。

（介護保険課副参事）お答えします。

委員のおっしゃるとおり、施設サービスにおける食費の基準費用額や負担限度額の見直し等も含まれております。また、介護保険システムのサービスコードマスタとか、計算処理の改修を行うようになります。

以上です。

（西尾）今、計算コードマスタとか加算変更ということでお伺いしましたけれども、これは実際6月1日から施行されるということで、ただ今から改修して、7月の請求に間に合うということなののでしょうか。

（介護保険課副参事）お答えします。

介護報酬改定は6月1日施行ですが、サービス提供後に請求審査を経て支払いが行われるため、市の支払い事務が発生するのはおおむね8月以降となります。このため、6月補正予算での対応でシステム改修は間に合うと認識しております。

以上です。

（西尾）今回の改修により、介護報酬改定だそうなのですが、処遇改善には少しは貢献するのかなと思いますけれども、小規模事業者への負担は増すのではないかなと思うのですけれども、この点どうなののでしょうか。処遇改善加算の処理で、加算の届出や計画書、それから報告書、それからサービスコード変更などで、小規模事業者ほど負担が今回増すのではないかと危惧しておりますけれども、その点はどうでしょうか。

（介護保険課副参事）お答えします。

委員のおっしゃるとおり、各事業者の方からの届出のほうも必要となるかと思いますけれども、最終的には介護職員の皆さんの報酬のほう上がるというところから、お願いをしたいと考えているところです。

（健康福祉部長）補足をさせていただきます。

今回の処遇改善加算で新設されたものの取得の要件としては、1つにケ

アプランデータ連携システムへの加入、それからあるいは生産性向上推進体制加算を取っていること、あるいは、社会福祉連携推進法人というのですか、社会福祉連携推進法人に所属していることなどが今度新設された上位の処遇改善加算の取得要件となっております。これらを該当していただくことで、法人、事業者さんのより負担の少ない事業運営に資するものであると思います。そういう加算が取れることで、生産性向上がより図れるのかなという国の狙いがあると思います。

（西尾）先ほどの利用者の側の質問で、ちょっと戻ってしまうのですが、今回の食費とか居住地の見直しによって利用者の方の負担が増えることを危惧しておりますけれども、今回負担増によって施設利用を断念する事例とかも出てくるのではないかと心配しております。今回の見直しによって、入所者の方で負担が増える場合は何人、それからどれくらいの負担増になると見込んでいるかお伺いします。

（介護保険課副参事）お答えします。

今回の報酬改定の見直しに伴う影響の人数なのですが、こちらのほう令和6年度決算を基に見させていただいたところ、食費のほうでは特定入所者介護サービス費というものが補足給付の部分に当たるのですが、こちらのほうで認定しているものが912件のうち、この引上げに該当する方というのが607件となっております。金額につきましては、こちらの詳細のほうは把握をしておりません。

以上です。

（諏訪）では、質問させていただきます。

この報酬改定は、昨年12月24日に急遽決まったものだとは認識はしているのですが、主に事業者への加算などがメインだとは思っています。その中では、やはり今までは介護職員だけに限っていたようなところも、事務職の方にも適用ができるというところでは非常によいと思うのですが、報酬が改定されて上がりますと、どうしても利用者負担もそれに準じて上がりますので、それに先ほどの前任者のように食事が、食事代がたしか100円上がるのだと思っているのです。ですので、利用者への負担増が少し懸念されますけれども、それを当市ではどのよ

うにお考えでしょうか。例えば食品に関しては、何か別の方法で市のほうが助成するとかというようなことのお考えがあるかどうか伺いたいと思います。

（介護保険課副参事）お答えします。

被保険者の方への影響なのですけれども、処遇改善加算を採用する事業所を利用する方などにつきましては、施設入所などにつきましては自己負担分の上昇は生じてきます。ただ、施設入所者の低所得者には急激な負担増にならないよう配慮がなされておりまして、今回補足給付で上がりますのは第3段階の方のみという形になっております。こちらのほうにつきましてですけれども、物価高騰等を踏まえまして、在宅で生活する方との公平性を考慮した見直しとなっていると考えております。

以上です。

（諏訪）低所得の方の本人負担を少し考えているということなのですが、先ほどころとよく分からないのが、負担限度額の変更ということがご説明あったと思うのですが、これはどういうものなのか、ちょっとすみません、そもそものところでお伺いしたいと思います。

（介護保険課副参事）お答えします。

施設サービスにおきましては、低所得の方につきまして負担限度額というものを設けております。その中で、一般的に補足給付といっているのですけれども、特定入所者介護サービス費で食費とか居住費の負担が重くならないように、負担が一定程度に抑えられるものとなっております。食費につきましては、基準のものが1,545円であるところが第1段階、第2段階の方などにつきまして、第1段階であつたら300円で済みますよとか、第2段階であれば390円で済みますよという形のものとなります。

（諏訪）いわゆるその負担限度額を変更というふうに伺ったのですが、どのように変更がされるのかを伺いたいのですが。

（介護保険課副参事）お答えします。

食費につきましては、これまで第3段階の1の方というのが650円の負担だったところが680円になります。第3段階の2の方というのが1,360円

の負担だったところが60円上がるという形になっております。

以上です。

（諏訪）ただいま第3段階と第4段階の方のご説明だったのですが、ほかのところではどうなのでしょう。変化はあるのでしょうか。

（介護保険課副参事）お答えします。

食品の負担限度額というのにつきましては、低所得の方のみを対象としているものですので、第4段階以上の方につきましてはそういったものはありません。

以上です。

（潮田）それでは、通告しているところからちょっとやりたいと思います。

今回の介護保険システム改修委託料、前任者たちの質問でおおむね分かりました。この今回のシステム改修は、国が示す標準的改修として全額財源措置されるものか、それとも補助基準額を超える部分や本市の改修部分について市負担が発生するのかをまずお聞きしたいと思います。

（介護保険課副参事）お答えします。

通常、国の制度改正によるシステム改修費につきましては、介護保険事業費補助金で対象経費の2分の1の補助を受けております。一方で、今回の報酬改定に伴う改修費用につきましては、現時点では国から詳細な財政措置の内容が示されておりません。今後、県とも連携しながら国の動向を注視しまして、必要な情報に努め、適切に対応してまいります。

以上です。

（潮田）先ほど前任者の質問の中でも第3段階とか第2段階とか第1段階ありましたけれども、今本市で一番多いのはその段階でいうと第何段階の方で、その方が何人いるという計算になっているのでしょうか。

（介護保険課副参事）お答えします。

負担限度額のほうの部分となりますけれども、令和6年度の決算になりますが、第3段階の①というのが、当時のものとなりますけれども、住民税非課税世帯で前年の合計所得金額及び非課税年金収入額が、当時ですけれども、80万円以上120万円以下の方が192件、第3段階の2の方が

一番多くなってきましたけれども、これが同じ計算の中で120万円以上の方になりますけれども、こちらのほうが415件となっております。

（何事か声あり）

（介護保険課副参事）120万円超です。失礼いたしました。こちらのほうが第3の②段階といいますけれども、こちらのほうが415件となっております。

以上です。

（潮田）そうすると、今回その第3段階の2は1日60円の増になるということですね。これのお知らせというのは、それぞれの個人にあなたは今回8月1日からの改定で変わりますよというお知らせというのは、どのタイミングで行くのでしょうか。

（介護保険課副参事）お答えします。

これから7月になりまして、負担限度額につきましては通知のほうを皆さんに送ることとなりますので、その中でしおりのほうなど入れまして、周知を図ってまいります。

以上です。

（潮田）利用者さんからすると、食費の部分と居住費の部分、前任者のほうからも話がありました。この居住費のほうも第3段階の2の方は1日100円増かなというふうに思うのですけれども、そうすると合計で1日当たり、食費のほうで60円、居住費のほうで100円、160円が増となる。そうすると、単純にこれ掛ける30という想定でよろしいのでしょうか。

（介護保険課副参事）お答えします。

委員のおっしゃるとおりです。

（潮田）そうなりますと、この分が逆に、今のは利用者さんのほうの負担になる。その分が今度は介護従事者のほうには報酬改定となって、プラスになる。単純なものではないと思いますけれども、そういう中で、今回の介護報酬のほうの改定でいうと、今までと大きく変わったのは、先ほどの前任者の質問でもありましたけれども、介護従事者全体ということでありましたが、今私ども鴻巣市、この常任委員会でやろうとしている条例、在宅医療、介護の部分での在宅医療の部分の方には大きく影

響があるのかなというふうに思うのですけれども、今回のこの介護報酬の今までと大きく違う部分、また鴻巣市で注目するような部分が何かあるものなのでしょうか。

（介護保険課副参事）お答えします。

鴻巣市で特別にというところはないのですけれども、大きく変わった部分といいますのが、これまで処遇改善加算の対象についてが介護職員のみから介護従事者に拡大しているということ。それから、処遇改善加算の対象外だった訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援などにつきましても、処遇改善加算が設けられることとなりました。以上です。

（健康福祉部長）加えさせていただきます。

先ほど西尾委員のご質問にお答えした中にありますけれども、今回の処遇改善加算の新設されたものの中には、取得要件としてケアプランデータ連携システムへの加入が要件となるものがございます。これの加入が進むことで、ケアマネ事業所、それからサービス提供事業所の連携がよりスムーズになる。今まで紙やファクスで情報をやり取りして、サービス提供事業者ではもう一回それを打ち直しているということがなくなってくるので、この市内の各事業所の負担軽減が大分進むのではないかなとは思っております。

（潮田）今回のこの改定によりまして、大きく変わるところは介護従事者全体のほうになるということでありまして、でもそれも全てその施設の運営のほうの側の判断で、必ずしもこの職種に幾らとかというのが国で決められているわけではない部分があるかと思います。その施設によつての差というのは、鴻巣市としてはそういった状況把握というのはできるものなのでしょうか。

（介護保険課副参事）お答えします。

市のほうでそちらのほうは把握はしておりません。

以上です。

（潮田）市のほうでしないということは、国がどんなに制度をつくったとしても、それはもうやはりその施設のほうの考えに、方針に左右され

るということでよいのでしょうか。

（健康福祉部長）処遇改善加算を取れる一番軽い要件、加算４の中に加算で得たプラス部分の半分以上を賃金で従事者さんに配分しているということがまず一番軽い要件になっていますので、この処遇改善加算が取れている事業者さんは、従事者さんに賃金で還元ができていると考えていいのだと思うのです。そういうことからすると、処遇改善加算を採用している事業者さんが多いと考えていますので、従事者さんには還元されているのかなとは考えております。

（潮田）私が懸念しているのは、今回のこのプラスした従事者の中にはリハビリのほうの細かいのがないかなというのがあって、そこら辺が特養の場合にはそういった方を置かなくてもいいけれども、老健の場合は置いている場合に、今回のこの改定の中にはそういったのが入っていないので、そういうところに配分するとどうしても全体が足りなくなってしまうというような声を聞いておりましたので、それでちょっと確認をさせていただきたかったところとなります。

そうすると、今回の報酬改定も含めたこのシステム改修でありますけれども、これは報酬改定はもう国のほうでやるものではあります。これは全体に持続可能な人材確保のための介護報酬の処遇改善の部分、そしてそれは利用者のほうにも少し負担をしていただくよということが全体の、国としての方向というのはそういうものでよいのかどうか、確認をしたいと思います。

（介護保険課副参事）委員のおっしゃるとおり、利用者の皆様にも一部負担はしていただくという形となります。

以上です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。質疑なしで大丈夫ですか。

（なし）

（委員長）では、質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（西尾）では、議案第50号 令和8年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算に反対の立場から討論いたします。

主に介護職員等処遇改善加算の見直しに伴うシステム改修ということですが、年度の途中で制度変更が入ることを含め、自治体、事業者の負担が大きい割に賃上げ効果が不十分で、物価高、人材流出、訪問介護の基本報酬引下げの影響を補えるか大いに疑問です。また、今回のシステム改修には介護保険施設の食費、居住費の変更も含まれ、利用者の自己負担が増加すること考えると、本議案に反対せざるを得ません。

以上です。

（委員長）ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

（なし）

（委員長）これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第50号 令和8年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手多数）

（委員長）挙手多数であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（休憩 午後1時23分）

（開議 午後1時24分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（休憩しようの声あり）

（委員長）休憩しますか。分かりました。

では、暫時休憩いたします。

（休憩 午後1時24分）

（開議 午後1時34分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1 時 3 6 分)

(開議 午後 1 時 3 8 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議請第 1 号 「夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める」意見書を国に提出することに関する請願書について、紹介議員の説明を求めます。

(諏訪) では、議請第 1 号 「夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める」意見書を国に提出することに関する請願書を読み上げて説明いたします。

1、件名。「夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める」意見書を国に提出することを求めます。

2、要旨。1、安全、安心の医療、介護を実現するため、医師、看護師、介護職員などの配置基準を抜本的に見直し、大幅に増員すること。また、安定した人員確保のためにも、ケア労働者の大幅賃上げを支援すること。

2、医療や介護現場における夜勤交代制労働に関わる労働環境を抜本的に改善すること。①、労働時間の上限規制や勤務間インターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設け、実効性を確保するための財政的支援を行うこと。②、夜勤交代制労働者の週労働時間を短縮すること。③、介護施設や有床診療所などで行われている 1 人夜勤体制をなくし、複数夜勤体制とすること。

上記項目を国の責任において実施すること。

3、理由。人間の生体リズムに反した夜間労働、特に長時間夜勤については、心身に与える有害性や安全面でのリスクが科学的にも証明されています。諸外国では、ILO、国際労働機関、看護職員条約第 149 号、勧告第 157 号や夜業条約第 171 号、勧告 178 号などに基づいた規制が行われ、1 日の労働時間は 8 時間以内、時間外を含めても 12 時間以内など、有害業務である夜間勤務から労働者の健康と生活を保護しています。しかし、

日本では、医療も介護現場でも16時間以上の長時間夜勤は年々増え、常態化しつつある異常な実態にあります。日本でも諸外国並みの保護措置を取り、患者、利用者にとって安全、安心の医療、介護の実現と労働者が健康に働き続けられる環境整備が早急に求められています。同時に、長時間夜勤が増えてしまっている根本的な原因になっている人手不足を早急に解決する必要があります。

国民生活に欠かすことのできない医療、介護の提供体制を守ることは国の責務です。誰もが安全、安心に医療や介護がいつでもどこでも受けられるようにするために、請願要旨、請願事項の国への意見書の提出を要請します。

以上、地方自治法第124条の規定により請願書を提出します。

以上です。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（潮田）今回の請願の理念的には非常にいいと思っているのですが、3点ほど伺いたいと思います。

まず、大幅増員というのがありました。この大幅増員については、今ずっとこの委員会でも、いろんな業界、訪問に限らず、いろんな施設のほうも含めまして、人材確保が非常に大変、人材不足というのが言われている中で、この人員をどのように確保すると考えているのか。また、人材確保ができない、これ配置基準引上げをした場合、必要となる人員をどのように確保すると考えているのかということで、人材確保ができない医療機関や介護事業所がサービス縮小や閉鎖に追い込まれる懸念をどのようにお考えなのか、伺いたいと思います。

（諏訪）人材確保は、非常に難しいと思っています。いわゆる夜勤の時間を規制したにしても、だから働けるということではないと思っています。やはり労働条件をよくすること、そしてあとは賃金を上げることではしか人員の確保はできないと思っています。先日、様々な医療機関の方々との懇談も行いまして、やはり人材を確保するのが一番大変。紹介業に照会をかけても、年収の3分の1が紹介業に差し出さなければなら

ないような状況が続いているというようなこともお聞きしました。ですので、今すぐ大幅な増員というのは非常に難しいところだとは思っておりますが、それは今、いわゆるもう悪循環に既に陥っているというところからそういうふうに思います。ですので、まずは労働条件を規制しながら賃金を上げていく、これしかないとは私は思っています。

以上です。

（潮田） それでは、2点目伺いたいと思います。

夜勤規制による医療提供体制への影響についてであります。夜勤回数の制限や勤務時間の短縮を求めている請願かなというふうに思いますが、特に限られた人員で24時間体制維持するというのは非常に大変であるかというふうに思います。夜勤規制を強化した場合に救急受入れの制限や、また病床削減など、医療、介護サービスの提供体制に支障が生じるのではないかというふうに思っておりますけれども、それはどのように整理をされているのでしょうか。

（諏訪） やはり夜勤回数を減らすとなると、その間ほかの方が夜勤をしなければならない。そのためには、人材がなくてはならないというところがございますので、具体的にどうすればというのは非常に難しいところだと思います。ただ、とにかくこの日本の夜勤の回数の多さ、それから夜勤の時間の長さ、これはやはり諸外国から比べると異常だということが様々なところで勧告されているわけなのです。それをもって健康を害したりすることがとても多いということです。ですので、まずは諸外国並みに夜勤の回数、夜勤の時間数を近づけていく、それぞれの勧告に基づいたところに近づけていくという努力をまずすること。そのためには、政府のほうで規制をかけない限りは、個人、事業者の判断ではなかなか、努力では難しいと思っています。

以上です。

（潮田） 実際には、今カイテクという仕事を私もつい最近というか、聞いたのですけれども、その夜勤に特化した仕事をされている、それで生活、なりわいとしている方というのもしらっしゃるようで、それに従事しているというか、カイテクで生活をしている方とお話をいたしました。

そのカイテクでやっている方の場合は、逆に日勤をやっている方はなかなか夜勤をやるのは大変だけれども、夜勤に特化した形でやっている場合は、逆にそれがなかったら生活のお金を稼ぐ、金額が非常に高く稼ぐことができますから、それができなくなってしまうという声もありました。そういった今夜勤を自分に合っているということでやっていらっしゃる方もいるということとかを考えると、一義的な規制というのはいかななものかというふうに考えておりますけれども、そのようなことはどのように受け止めていらっしゃるのでしょうか。

（諏訪）この請願者は、埼玉県医療介護労働組合の連合会のほうからの請願なのです。このいわゆる埼玉医労連と言われるところでは、様々なアンケートを取って、実際にどのような働き方をされているのか、またどのような働き方を自ら選んでやっているのかなどのアンケートも取られていて、ただいま質問された方のように、夜勤がその人に非常に生活スタイル、あと健康上も含めて合っているという方もかなりの人数でいらっしゃるということは私も承知はしております。ですので、夜勤専門でやることの方がその方のライフスタイルの中で合っているのであれば、そこはやはり保障するべきだとは思いますが。ただ、様々なデータ上、夜勤がいかに健康を害するかというところから見ると、その夜勤する時間もやはり規制していく必要があるかと思うのです。今、日本では13時間から16時間ぶっ続けで夜勤の勤務をするという、世界では非常に珍しい働き方をしております。これがやはり健康を害するというのは、もう既に日本看護協会さんがいろいろなデータを調べた結果出ておりますので、そこはその人の働き方スタイルを保護するとともに、健康もやはり守っていく必要があるかと思っておりますので、それはやはり夜勤の勤務時間を規制していくということと、それで賃金が下がってしまうということのないように、夜勤帯の賃金をやはり増やしていくというところが必要だとは思っています。

以上です。

（潮田）これは最後の質問になりますけれども、財源負担について、今の請願の中身であったり、または紹介者の諏訪委員の答弁からも、問題

はやっぱり人材不足である。人材不足を変えていくのは処遇改善である。お給料のほうをしっかりとというところでありました。でも、いずれにしてもそれは財源負担をどこかがしなければならない。そうなったときに、先ほどの議案1つ手前のところでもありましたけれども、それについては、財源負担についてはどのように考えていらっしゃるのか伺います。

（諏訪）医療従事者も介護従事者も、これはあくまでも国の決めた報酬に基づいて事業を運営していくわけですから、当然報酬を引き上げる必要があると私は思います。今回、昨年12月24日に介護報酬引き上げがありました。この6月1日から実施される、診療報酬もそうなのですけれども。実際にこの報酬アップの内容を見ると、改定率は全体で3.09%…

（4.03じゃなかったっけ。いや、いいです、いいですの声あり）

（諏訪）改定率は全体で、いろんな凸凹しているかと思いますが、全体で3.09%で、そのうちの賃上げ相当分と言われているものが1.7%とされているわけなのです。ですから、もう報酬が上がったにしても、本当の僅かな報酬アップであるということに大きな問題があると思うのです。ここにやはり財源措置を求めていく、介護報酬、医療報酬を大幅に上げていく、そしてそこで事業運営ができるように、賃上げができるようにすることも求めていると私は思います。

以上です。

（潮田）それでは、確認です。今の答弁からすると、今回の請願で言っているものの財源は、国費、保険料、患者負担でいうとどれということを指しているのでしょうか。

（諏訪）国費です。

（芝寄）では、3の理由の中から質問を、文言の説明と含めて質問したいと思います。

真ん中ぐらいで日本でも諸外国並みの保護措置を取り、患者、利用者にとって安全、安心な医療、長時間夜勤が増えてしまっている根本的な原

困になっている人手不足を早急に解決する必要がありますとあります。
ここで諸外国並みの保護措置とは、1つ、2つ例を挙げて、どのような数字でこの根拠を示しているのかお聞きします。

（諏訪）では、まず夜勤の時間に関してなのですが、イギリスは勤務時間が12.5時間、フランスは12時間、ドイツは8.5時間、オーストラリアが9.5時間というように、勤務時間が国で定めているというところですか。

あとは、保護措置としましては、例えば勤務間インターバルと言われている、要するに1つの勤務、次の勤務が始まるまでの時間に制限をかけるというところがあるということです。

（芝寄）では、違う質問をいたします。

この請願の趣旨も十分私は理解していると私は認識していますが、今回の中では第2にもあります大幅増員ということで、前質問者も同じ質問していました。それに答えて、人員確保は難しいとお答えになりました。そのお答えとこの求めるものと、ちょっと相反するものがあるのではないかと思いますので、そこをもう一度詳しくお願いします。

（諏訪）大幅増員を求めるというのは、これはもう当然なのですが、ではどのようにしたらそこを大幅増員ができるかというところは非常に難しいと思っています。それは、単なる勤務時間の問題だとか、賃金の問題だとかというだけでは解決しないとは思っているのです。というのは、今の日本の就労人口そのものが大幅に落ちて、諸外国の手助けを受けながら人員を確保しているということだとは思っているのですが、ですからやはりそこに人材がきちんと集まれるようにするにはどうしたらいいかというところは確かにありますけれども、今の一番の問題はやはり夜勤が大変だとか、賃金が安いというところだと、そこをやはり解決しない限り、その職に就く人がいないということだと思いますので、まずはその要因となるところを収めていくというところから始めると思っています。

以上です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。大丈夫ですか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(芝寄) 「夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める」意見書を国に提出することに関する請願書について、反対の討論をいたします。

まずもって、国はこの分野についても様々な施策を上げ、現在も進行形でいろいろなものを打ってやっております。そのような中でもまだまだ足りないものは私も認識している中で、今回の請願書に関しては、この大幅増員も一緒にワンセットになっているところを大変気にしております。これは別問題であって、先ほど紹介議員も申し上げたように、日本の生産年齢人口は1995年前後8,700万人ぐらいを頭に、もう現在ずっと減り続けております。2040年の問題ということで、団塊世代ジュニアが老年人口に入ってくるピークになるという、そこが本当に生産年齢人口がすごく少なくなり、間違いなく人手がなくなることになります。そういった中で、この夜勤規制と大幅増員というワンセットでの請願にはちょっと無理があるのではないかと、別々の問題であるのではないかというふうに私は考えております。国は、この部分に対しても様々な手を先ほど言ったように打っております。介護ロボットを製作したり、開発したりするベンチャー企業にもちゃんと補助金を出したりだとか、そういった手を将来に向けて今現在進行形でやっているわけでありまして、この今回の請願書については反対をしたいと思います。

以上です。

(委員長) ほかに反対または賛成の討論ありませんか。

(西尾) では、議請第1号 「夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める」意見書を国に提出することに関する請願書について、賛成の立場から討論いたします。

本請願は、安全、安心の医療、介護を実現するため、医師、看護師、介護職員などの配置基準を抜本的に見直し、大幅に増員すること。そして、

安定した人員確保のためにケア労働者の大幅賃上げを国の責任で支援することを求めるものです。また、医療、介護現場における夜勤交代制労働について、労働時間の上限規制、勤務時間、勤務間インターバルの確保、夜勤回数の制限、夜勤交替制労働者の週労働時間の短縮、さらに介護施設や有床診療所などで行われている1人夜勤体制をなくし、複数夜勤体制とすることを求めています。

この請願は、医療、介護現場で働く方々のためだけのものではなく、患者、利用者、そして市民一人一人の命と安全を守るための切実な願いであると考えます。現場では深刻な人手不足が続いています。医師、看護師、介護職員の不足は、単に働く人の負担を重くするだけではありません。十分な人員が確保されなければ、患者や利用者一人一人に丁寧に向き合う時間が奪われ、事故やミスリスクも高まります。医療、介護の質を守るためには、現場の努力や使命感に頼り続けるのではなく、人員確保のための早急な対策をすることが必要です。

とりわけ埼玉県は、人口に対する医師数、看護師数が全国的に見ても少ない県です。県内の医師数そのものは増えているとはいえ、人口10万人当たりの医師数は全国最下位とされ、看護師についても全国平均を大きく下回る状況が続いています。これは、埼玉県で暮らす私たちにとって決して人ごとではありません。高齢化が進む中で、医療需要、介護需要は今後さらに高まります。在宅医療、訪問看護、施設介護、救急医療、地域の診療体制を守るためにも、人員不足の解消は待ったなしの課題です。現場の職員が疲弊し、離職が相次げば、地域の医療、介護提供体制そのものが維持できなくなります。

特に本請願が重視している夜勤交代制労働の問題は極めて重要です。夜勤は、人間の生体リズムに反する働き方であり、心身への負担が大きいことは広く知られています。にもかかわらず、医療や介護の現場では16時間以上に及ぶ長時間夜勤が常態化し、少ない人数で命を預かる苛酷な勤務が続いています。夜勤明けでも十分な休息が取れない、夜勤回数が多い、仮眠も十分に取れない、そのような状態で働き続けることは、労働者の健康を損なうだけでなく、患者や利用者の安全にも直結します。医

療、介護現場における事故防止のためにも、勤務間インターバルの確保、夜勤回数の制限、労働時間の上限規制は当然必要です。

また、介護施設や有床診療所などで行われている１人夜勤体制は、早急に改めるべきです。夜間に利用者の急変、転倒、事故、災害などが発生した場合、１人の職員だけで対応することには限界があります。働く人にとっても利用者にとっても、１人夜勤はあまりにも大きなリスクを抱えています。複数夜勤体制への転換は、安全確保の最低限の条件です。こうした改善を各施設や各自治体の努力だけで実現することは困難です。人を増やすには財源が必要です。賃金を引き上げ、働き続けられる職場にするためにも、国の責任による十分な財政支援が不可欠です。介護職員や看護職員をはじめとするケア労働は、社会にとって不可欠な仕事でありながら、その責任の重さに見合った処遇が十分に保障されているとは言えません。低賃金、長時間労働、夜勤負担が重なれば、人材は定着しません。人手不足を解消するためには、配置基準の見直しとともに大幅な賃上げを国が本気で支える必要があります。よって、本市議会としても国に対し、医師、看護師、介護職員等の大幅増員、配置基準の抜本的見直し、ケア労働者の賃上げ支援、夜勤交代制労働の改善、１人夜勤体制の解消を強く求めるべきです。医療や介護を市場任せ、現場任せにするのではなく、国の責任で支えることこそ、命と暮らしを守る政治の基本です。

以上の理由から、本請願を採択し、国に対して意見書を提出することに賛成いたします。

（委員長）ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

（潮田）議請第１号 「夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める」意見書を国に提出することに関する請願書についての反対の立場から討論いたします。

医療や介護の現場を支える医師、看護師、介護職員の皆様が重要な役割を担っていること、また勤務環境の改善や処遇向上が必要であることについては、今まで常任委員会でもいろいろ論議する中で、また現場の皆さんからの声を聞く中で、それは重要であるということ、それ自体に異

論はございません。しかし、先ほどの紹介者、提出者かな。

（委員長）紹介議員。

（潮田）紹介議員のほうからいただきました答弁からすると、その実現に当たり、極めて大きな課題があるということも答弁もありました。それは、1つには大幅増員について、これはなかなか困難、大変に大きな課題であるということがありました。これについては、単なる処遇改善だけでできるものではないというふうに認識をしております。もちろん処遇改善は大事でありますけれども、その部分について、地域住民が受けられる医療や介護サービスの低下につながる、今回のこの提出する内容からすると、それを規制するというだけではなかなか難しい部分がある。結果として、皆さん、地域住民が受けられる医療や介護サービスの低下につながる懸念があるというふうに考えます。

第2に、夜勤規制の強化についてであります。現状の中で、これを規制することは必要であるかもしれないけれども、現実問題としてこれを市議会として国に提出するというのは、非常に難しいものがあるというふうに考えます。

そして、第3については財源の問題であります。先ほど紹介議員のほうからは、国が負担をすべきということでありましたけれども、当然これを求めていくには、保険料の負担や国民負担の増加につながる可能性があるということを考えております。

医療、介護従事者の処遇改善、重要でありますけれども、それは人材確保や財源の裏づけ、地域の実情を踏まえた持続可能な制度設計と一体で進めていかなければならないと考えております。理念としては理解する部分はあるものの、実現手法や影響の検証が十分であるとは言えないということから、本市として国に対して意見書提出をするという内容については賛同しかねるため、反対いたします。

（委員長）ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

（なし）

（委員長）これをもちまして討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議請第1号 「夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める」意見書を国に提出することに関する請願書について、採択すべきものに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手少数)

(委員長) 挙手少数であります。

よって、議請第1号は不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、住み慣れた地域での持続可能な在宅医療・介護に係る調査及び研究について、所管事務調査の調査案件としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、住み慣れた地域での持続可能な在宅医療・介護に係る調査及び研究について、所管事務調査の調査案件とすることに決定いたしました。続いて、ただいま決定されました所管事務調査の特定事件について、十分な調査及び研究を行うため、閉会中の継続審査としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、所管事務調査の特定事件について、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

これをもちまして文教福祉常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告書につきましては委員長に一任願います。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後2時10分)